

平成28年4月から

障害者差別解消法が施行されます

障害者差別解消法は、行政機関および民間事業者における、障がいによる理由とする差別を解消するための措置などについて定められています。障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をめざします。

問い合わせ 社会福祉課 浅井 ☎(23)0072

障害者差別解消法では「**不当な差別的取り扱い**」と「**合理的配慮をしないこと**」が差別となります。

「**不当な差別的取り扱い**」とは

障がいがあるという理由だけで、サービスの提供を拒否する、制限する、条件を付け

るような行為は、「不当な差別的取り扱い」であると考え

ます。ただし、正当な理由がある場合には、「不当な差別的取

ります。

「**合理的配慮をしないこと**」とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、その障がいに合った工夫や、やり方を考えて行う「合理的配慮」が大切です。

差別解消法では、行政機関と民間事業者が障がいのある人に「合理的配慮をしないこ

と」も差別となります。

本人自らの意思を表明することが困難な場合には、家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

行政機関と民間事業者との違い

「不当な差別的取り扱い」をすることは、市役所などの行政機関だけでなく、会社やお店などの民間事業者でも禁止されます。ただし、「合理的配慮」に

ついては、行政機関と民間事業者には、行政機関と民間事業者との違いがあります。行政機関は合理的配慮を必ず行わなければならないのに対し、民間事業者では、障がいのある人が困らないようできるだけ努力することになっています。

障がいのある人もない人もお互いが思いやりの気持ちをもって、常日ごろから生活することが大切です。この法律の施行を契機に、共に住みやすい社会をめざしましょう。

不当な差別的取り扱い(例)



障がいがあるという理由だけで、正当な理由がなく、スポーツクラブに入会できない、お店に入れないことなど。

合理的配慮(例)



筆談や読み上げなど、障がいに合った工夫ややり方で伝える。

障害者差別解消法に関する質問と回答

質問1 障がいのことで差別されたらどうしたらいいのですか？

回答：社会福祉課（☎230072）、生活支援センター「やまばと（☎230073）」・「つばさ（☎2610）」、相談室「こころ（☎25529）」が窓口となります。まずは相談してください。

質問2 差別をした会社やお店などはどうなるのですか？

回答：会社やお店などの場合は、障がいのある人にどんな対応をしたか、市役所から報告を求められたり、差別をしないように注意されることがあります。

質問3 近所の人に差別的なことをいわれました。その人は罰を受けないのですか？

回答：障害者差別解消法が禁止しているのは、市役所などの公共施設や会社やお店などによる差別です。この法律が、一人一人のすることや考えを罰することはありません。